

第十二号議案

江戸川区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年二月十七日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

江戸川区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年十月江戸川区条例第十四号）の一部を次のように改正する。

別表中

教育委員会委員長	月額 三一、〇〇〇円
同委員	月額 二五二、〇〇〇円

を

教育委員会委員	月額 二五二、〇〇〇円
---------	-------------

に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の別表の規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条の規定

定により在職する教育長の任期中における教育委員会の委員長の報酬について、なお効力を有する。

(説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の改正に伴い、教育委員会の委員長の職が廃止されることから、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。